

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

羊蹄山麓環境衛生組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和2年度～令和6年度

令和2年11月

羊蹄山麓環境衛生組合

目次

〇はじめに	1
第1章 基本的事項	
1. 計画目的	3
2. 基準年度	3
3. 対象範囲	3
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2. 要因別の排出状況	4
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 電気使用量の削減	4
2. A重油使用量の削減	5
3. 施設設備の改善等	5
4. 物品購入等	5
5. その他の取組	5
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	6
2. 推進手法	6
3. 点検及び評価	6
4. 進捗状況の公表	6

はじめに

■地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス、パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つと共に、1.5℃に抑える努力を追求すること」や今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げた他、付属書I国（いわゆる先進国）と非付属書I国（いわゆる途上国）という付属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

■地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

■自治体の責務

地球温暖化対策推進法第4条第2項において地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとされ、第21条第1項では、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務並びに事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である実行計画を策定するものとされています。一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、事務事業編を策定することが義務付けられています。

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、一部事務組合等の地方公共団体の組合に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

羊蹄山麓環境衛生組合（以下「組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、羊蹄山麓環境衛生組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた各種の取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度は、令和元年度とし、実行計画の期間は、令和2年度から令和6年度（目標年度）までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、組合が行う全ての事務事業とし、施設全部を対象とする。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

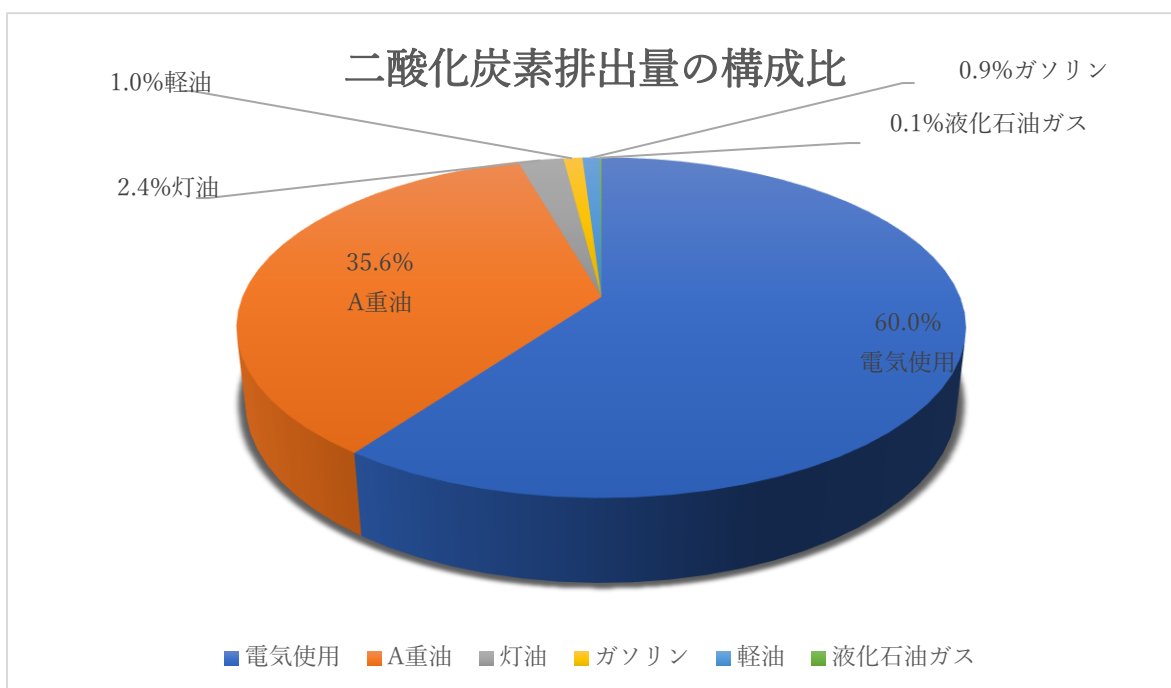
1. 基準年度の二酸化炭素排出量（実績値）

当組合の事務事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、319,690 kg-CO²である。

区分	活動種別排出係数	使用量	排出量
電気	0.640 kg-CO ² /kwh	300,043 kwh	192,027 kg-CO ²
A 重油	2.710 kg-CO ² /ℓ	42,000ℓ	113,820 kg-CO ²
灯油	2.489 kg-CO ² /ℓ	3,050ℓ	7,591 kg-CO ²
軽油	2.619 kg-CO ² /ℓ	1,114ℓ	2,917 kg-CO ²
ガソリン	2.322 kg-CO ² /ℓ	1,376ℓ	3,195 kg-CO ²
液化石油	2.698 kg-CO ² /kg	52 m ³	140 kg-CO ²
二酸化炭素 (CO ²) 計			319,690 kg-CO ²

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の60.0%を占め、次いでA重油の使用が35.6%を占め、これらで全体の95%以上を占めている。



3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画における温室効果ガスの総排出量に関する目標の設定に当たっては、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が平成20年5月に改正され、特定事業者に対して「年平均1%以上のエネルギー消費低減」の目標が示されたことから、当該目標を準用し、総排出量を年平均1%削減し、計画期間の令和2年度から令和6年度までの5年間で5%の削減を目標とする。

なお、計画期間中に環境の変化等により、目標設定の見直しの必要が生じた場合は、敵宜、状況に応じて望ましい総排出量の目標を検討する。

区分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
二酸化炭素 (CO ²)	319,690 kg-CO ²	5%	303,706 kg-CO ²

第3章 具体的な取組

1. 電気使用量の削減

(1) 照明に対する取組

- ・使用していない室内の消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・常駐しない場所（処理施設室内、廊下等）の照明は必要最小限の点灯とする。

- ・屋外照明等は、業務に支障がない範囲で消灯する。

(2) OA 機器に対する取組

- ・OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・不使用時には節電モードに切替えたり、スイッチを切るよう努める。

(3) 処理施設に対する取組

- ・施設機器類については無駄な運転をしないよう努める。
- ・冬季に気温が高い場合はボイラー運転を停止するよう努める。
- ・電力デマンドシステムを活用し、適切な運転管理を行う。

(4) その他

- ・夏季にブラインド等で創意工夫し、室温の上昇抑制を図る。
- ・室温を夏季は28℃、冬季は20℃の設定に努める。
- ・クールビズやウォームビズを行い、エアコンの使用抑制を図る。

2. A 重油使用量の削減

- ・使用時に気温が高い場合はボイラー運転を停止するよう努める。

3. 施設設備の改善等

- ・施設や設備の修繕や工事にあっては、環境に配慮し環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。

4. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、リースする場合には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

5. その他の取組

① ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。

② 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

③ 水道

- ・日常的に節水を心掛ける。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

実行計画を実施・運用していくために、各職員で取組を推進することが必要であることから、「推進本部」及び「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んで行くこととする。

(1) 推進本部

推進本部を羊蹄衛生センターに置きセンター長を本部長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

推進担当者を羊蹄衛生センターに1名置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と点検し、計画の総合的な推進を図る。

2. 推進手法

(1) 全職員が自らの業務を遂行する中で、「第3章 具体的な取組」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

(2) 各年度に消費した電気及び燃料等の使用状況について、毎年4月末までに推進本部へ報告する。

3. 点検及び評価

取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価する。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当組合のホームページにより公表する。